

避難確保計画の緊急点検項目

1. 施設の災害リスク情報について

施設の災害リスクを確認した。

市区町村が公表しているハザードマップや、国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等を用いて、施設にどのような災害リスクがあるかを、災害種別毎(河川の氾濫による浸水や土砂災害、高潮による浸水)に確認する。

洪水浸水想定区域

位置している(浸水深 50cm 以上) 位置している(浸水深 50cm 未満) 位置していない わからない

高潮浸水想定区域

位置している(浸水深 50cm 以上) 位置している(浸水深 50cm 未満) 位置していない わからない

土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 位置していない わからない

※土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域に位置している場合

土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ) 土石流 地すべり わからない

施設の市町村地域防災計画への位置づけの有

位置づけられている 位置づけられていない わからない

2. 施設利用者の避難先や避難行動について

安全な避難先を確認し、避難先施設の了解を得た。

災害リスクがある場合には、立退き避難が望ましい。避難先としては市区町村の指定緊急避難場所や他の社会福祉施設等が考えられ、事前に避難先施設の了解を得ておく。

避難先や避難経路に災害リスクが無いことを確認した。

避難先や避難経路に災害リスクが無いことを、市区町村が公表しているハザードマップや国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等により確認する。

施設内での安全確保の場合、浸水しない高さの居室があること、長時間の浸水に備えた備蓄があることを確認した。

施設の上階等の居室において安全確保する場合は、施設が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、浸水しない高さの居室があること、長時間浸水する場合の支障を許容できる(水や食糧、薬等の備蓄が十分にある。電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策がとられている。)ことを確認する。(なお、土砂災害については、施設が倒壊するおそれがあるため、立退き避難が望ましい。)

急激な災害に備えた緊急移動方法を確認した。

急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法

について確認する。また、そのような状況になったときの市区町村等への連絡体制を確認する。

市区町村への連絡体制を確認した。

緊急事態に陥ったときの市区町村等への連絡者、連絡先、連絡手段を確認する。なお、避難開始、避難完了時においても連絡することが望ましい。

3. 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて

災害リスクに対して、避難のタイミング、行動を確認した。

それぞれの災害リスクに対して、どのタイミングで避難行動をとればよいかを確認する。(原則として、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときに避難開始)

夜間や暴風時の避難開始のタイミングを確認した。

夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、日没前や暴風域に入る前の避難など、早めの避難を確認する。

施設利用者全員の避難に要する時間を確認した。

施設利用者全員の避難に多くの時間を要する場合には、大雨・洪水・高潮注意報(警戒レベル2)等が発令された段階から雨量や水位情報を収集し、早めに施設利用者の避難支援を開始することを確認する。

避難の負担軽減の手順を確認した。

避難の頻度が多くなると、避難行動自体が施設利用者の負担になり得ることから、持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送することを考えておく。また、施設利用者の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等、施設の実情に応じた避難を確認する。

4. 施設利用者の避難支援のための体制確立について

避難支援要員の確保策を確認した。

災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設に駆け付けることできないおそれがあるため、大雨・洪水・高潮注意報(警戒レベル2)等が発令された段階で早期に施設の防災体制を確立するなど、特に、夜間や休日における施設利用者の避難支援要員の確保策を確認する。

外部の避難支援者の確保策を確認した。

いざという時には、消防団や地元企業、地域住民等の地域関係者や施設利用者の家族による支援が得られるよう、事前に訓練したり、連絡先を把握するなど対応策を確認する。

※1) 上記4項目の点検が終了したら、施設から市区町村に点検終了の旨をお知らせください。

※2) 点検の結果、懸念事項がある場合は、当面の対応策について市区町村にご相談ください。

施設名: ○○○福祉施設

実施日: 令和3年 4月 1日

「点検欄」は、各項目の内容を確認し、個々の項目について、その内容に応じた対応をした、若しくは対応ができていない場合のみ、口にし点を記載してください。

点検項目	点検欄 点検した場合は口にし点を記載してください。
1. 施設の災害リスク情報について ○ 施設の災害リスクを確認した。 説明：市区町村が公表しているハザードマップや、国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等を用いて、施設にどのような災害リスクがあるかを、災害種別毎（河川の氾濫による浸水や土砂災害、高潮による浸水）に確認する（●：表下段参照）。	□
2. 施設利用者の避難先や避難行動について ○ 安全な避難先を確認し、避難先施設の了解を得た。 説明：災害リスクがある場合には、立退き避難が望ましい。避難先としては市区町村の指定緊急避難場所や他の社会福祉施設等が考えられ、事前に避難先施設の了解を得ておく。 ○ 避難先や避難経路に災害リスクが無いことを確認した。 説明：避難先や避難経路に災害リスクが無いことを、市区町村が公表しているハザードマップや国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等により確認する。 ○ 施設内での安全確保の場合、浸水しない高さの居室があること、長時間の浸水に備えた備蓄があることを確認した。 説明：施設の上階等の居室において安全確保する場合は、施設が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、浸水しない高さの居室があること、長時間浸水する場合の支障を許容できる（水や食糧、菓等の備蓄が十分にある。電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策がとられている。）ことを確認する。（なお、土砂災害については、施設が倒壊するおそれがあるため、立退き避難が望ましい。） ○ 急激な災害に備えた緊急移動方法を確認した。 説明：急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けない高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法について確認する。また、そのような状況になったときの市区町村等への連絡体制を確認する。 ○ 市区町村への連絡体制を確認した。 説明：緊急事態に陥ったときの市区町村等への連絡者、連絡先、連絡手段を確認する。なお、避難開始、避難完了時においても連絡することが望ましい。	市区町村が指定する指定緊急避難場所は、確認の必要はありません。 □ □ □ □ □
3. 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて ○ 災害リスクに対して、避難のタイミング、行動を確認した。 説明：それぞれの災害リスクに対して、どのタイミングで避難行動をとればよいかを確認する。（原則として、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときに避難開始） ○ 夜間や暴風時の避難開始のタイミングを確認した。 説明：夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、日没前や暴風域に入る前の避難など、早めの避難を確認する。 ○ 施設利用者全員の避難に要する時間を確認した。 説明：施設利用者全員の避難に多くの時間を要する場合には、大雨・洪水・高潮注意報（警戒レベル2）等が発表された段階から雨量や水位情報を収集し、早めに施設利用者の避難支援を開始することを確認する。 ○ 避難の負担軽減の手順を確認した。 説明：避難の頻度が多くなると、避難行動自体が施設利用者の負担になり得ることから、持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送することを考えておく。また、施設利用者の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等、施設の実情に応じた避難を確認する。	□ □ □ □ □
4. 施設利用者の避難支援のための体制確立について ○ 避難支援要員の確保策を確認した。 説明：災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設に駆け付けられないおそれがあるため、大雨・洪水・高潮注意報（警戒レベル2）等が発表された段階で早期に施設の防災体制を確立するなど、特に、夜間や休日における施設利用者の避難支援要員の確保策を確認する。 ○ 外部の避難支援者の確保策を確認した。 説明：いざという時には、消防団や地元企業、地域住民等の地域関係者や施設利用者の家族による支援が得られるよう、事前に訓練したり、連絡先を把握するなど対応策を確認する。	□ □

●以下の項目について御確認ください。(施設の災害リスクや地域防災計画の位置づけの有無について、該当するところに○印を付けてください)

○ 施設の災害リスク	
・ 洪水浸水想定区域 【位置している(浸水深50cm以上)、位置している(浸水深50cm未満)、位置していない、わからない】	□
・ 高潮浸水想定区域 【位置している(浸水深50cm以上)、位置している(浸水深50cm未満)、位置していない、わからない】	□
・ 土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域 【土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、位置していない、わからない】 ・ (土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域に位置している場合) 土砂災害の種類 【急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)、土石流、地すべり、わからない】	□
○ 施設の市町村地域防災計画への位置づけの有無	□
【位置づけられている、位置づけられていない、わからない】	□

※1) 上記4項目の点検が終了したら、施設から市区町村に点検終了の旨をお知らせください。
 ※2) 点検の結果、懸念事項がある場合は、当面の対応策について市区町村にご相談ください。